

広島市体験の機会の場の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書の添付書類)

第2条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「省令」という。）第9条第2項第3号から第10号まで（第9号を除く。）に掲げる書類の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

- (1) 省令第9条第2項第3号に掲げる申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面 別記様式第1号
 - (2) 省令第9条第2項第4号に掲げる申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類 別記様式第2号
 - (3) 省令第9条第2項第5号に掲げる申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに同項第8号に掲げる認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類 別記様式第3号
 - (4) 省令第9条第2項第5号に掲げる申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書 別記様式第4号
 - (5) 省令第9条第2項第6号に掲げる認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類 別記様式第5号
 - (6) 省令第9条第2項第7号に掲げる認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類 別記様式第6号
 - (7) 省令第9条第2項第10号に掲げる認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（申請者と当該事業の実施者が同じ場合を除く。） 別記様式第7号
- 2 省令第9条第2項第11号に掲げる書類は、市長が必要と認める書類とする。

(認定の通知等)

第3条 法第20条第6項の規定による通知は、別記様式第8号により行うものとする。

- 2 法第20条第7項の規定による通知は、別記様式第9号により行うものとする。

(変更届出書の添付書類)

第4条 法第20条第8項の規定による変更に係る届出は、省令第10条に規定する届出書に当該変更に係る省令第9条第2項各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 2 第2条の規定は、前項の届出について準用する。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とする。ただし、当該認定に係

る土地又は建物を体験の機会の場として提供する期間が5年に満たないときは、その期間とする。

(認定の有効期間の更新)

第6条 法第20条の2第2項の規定による提出は、認定の有効期間が満了する日の30日前までに、省令第11条に定める申請書に省令第9条第2項各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

2 第2条の規定は、前項の提出について準用する。

3 市長は、認定の有効期間を更新したときは、その旨を法第20条の2第2項に規定する者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、別記様式第10号により行うものとする。

(運営の状況の報告等)

第7条 省令第12条第1項に規定する報告書の様式は、別記様式第11号とする。

2 省令第12条第1項に規定する日は、同項第1号の事業を実施した年度の翌年度の6月30日とする。

3 省令第12条第2項に規定する期間は、当該事業の実施の状況等を勘案して、市長が決定するものとする。

4 市長は、法第20条第8項の認定民間団体等に対し、認定を受けた体験の機会の場の提供において事故等が発生した場合は、別記様式第12号による報告を求めるものとする。

(認定の取消し)

第8条 法第20条の6第2項の規定による通知は、別記様式第13号により行うものとする。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、体験の機会の場の認定又は認定の有効期間の更新の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、法第20条第1項の規定に関わらず、認定又は認定の有効期間の更新を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項による公表が現に行われている者

(3) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記(2)の規定によるものをいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている民間団体等

(4) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

3 市長は、認定民間団体等が前項各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

4 市長は、体験の機会の場の認定からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は認定民間団体等に対し当該申請者又は当該認定民間団体等（法人であるときは、

その役員）の氏名（読み仮名を付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（委任規定）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。